

定例監査の結果

1 監査の期間

令和2年11月17日から令和3年1月15日まで

2 監査の対象

(1) 対象部課

教育委員会事務局 学校教育課、生涯学習課

- ・小学校（矢田、室場、三和、一色中部、一色東部、横須賀、津平、幡豆）
- ・中学校（西尾、鶴城、寺津、幡豆）
- ・ふれあいセンター（中央、室場、三和）

(2) 対象期間

令和2年4月1日から令和2年9月30日

3 監査の方法

予算及び事務の執行が関係法令等に準拠して適正かつ効率的に行われているかを主眼に、事前に監査資料の提出を受け説明を求めるとともに、書類審査及び担当職員への質問等による審査を実施した。また、本年度の監査実施方針において、個人情報の適正な管理を重点事項としたことから、ヒアリング形式で関係条例等の理解及び遵守事項等について実査を行った。

小学校・中学校については、訪問監査を実施し施設管理や防災対策等の実査及び関係諸帳簿の検査、ふれあいセンターについては、施設管理の実査を行った。

4 監査の結果

以下に掲げるとおり改善、是正を要する事項が見受けられた。今後の事務執行にあたっては、これらに十分留意し、その措置を講じられたい。

(1) 学校教育課

ア 契約事務において、個人情報の取扱いに関する特記仕様書に定められた作業責任者等及び作業場所に関する届の提出がないものがあった。事務の執行にあたっては、基本的な事務の取扱いを十分確認し、適正な事務を遂行されたい。

【個人情報の取扱いに関する特記仕様書第3条、第4条】

イ 学習指導協力者賠償責任保険及び見舞金補償保険の申込みについて、起案せずに申込みをしているものがあった。規程に準拠した適正な事務を遂行されたい。

【文書取扱規程第18条】

ウ 会計年度任用職員給与の支給事務において、申請誤りにより給与を重複払いしているものがあつた。支給事務のチェック体制を見直し、適切な事務処理をされたい。

【会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例第25条第2項】

エ 就学援助費受給申請書兼口座振替依頼書において、消せるボールペンが使用されているものがあつた。文書の公正性が疑われる事態となることから、公文書への使用の禁止について徹底されたい。 【H26.5.26付西総号外総務課長通知】

(2) 生涯学習課

ア 契約事務において、下記のとおり不備が見受けられた。事務の執行にあたっては、基本的な事務の取扱いを十分確認し、条例等を遵守した事務を遂行されたい。

(ア) 建設工事請負契約約款に定められた工程表、現場代理人及び主任技術者等の届出を受けていないものがあつた。 【建設工事請負約款第3条、第11条】

(イ) 個人情報の取扱いに関する特記仕様書に定められた作業責任者等及び作業場所に関する届出を受けていないものがあつた。

【個人情報の取扱いに関する特記仕様書第3条、第4条】

(ウ) 契約書において、個人情報の取扱いがあるにもかかわらず個人情報の取扱いに関する特記仕様書や業務内容を示す仕様書を添付せずに契約しているものがあつた。

【契約規則第27条第1項第9号】

(エ) 契約書に定められた業務従事者及び業務責任者の届出を受けていないものがあつた。

【西尾市家庭教育講座委託契約書第5条】

(オ) 業務委託契約において、一部再委託しているにもかかわらず、発注者の承認を得ていないものがあつた。

【業務委託契約約款第5条第2項】

(カ) 業務委託契約において、業務委託料を変更する際の協議がないものがあつた。

【業務委託契約約款第9条第1項】

(キ) 印刷物の納品があつた際に、納品書の提出を受けていないものがあつた。

【印刷製本契約約款第17条第1項】

(ク) 指定管理基本協定書に定められた事業計画書の提出を受けておらず、承認を行っていないものがあつた。

【西野町ふれあいセンターの管理に関する指定管理者基本協定書第22条】

イ 任意団体の代表者に校長が充てられている団体との契約書において、任意団体の代表者の印に校長の職印が使用されていた。公印の用途を再確認し、適正に取扱われたい。

ウ 保管する必要のない債権者登録・口座振替申出書が綴られていた。基本的な事務の

取扱いを十分確認し、条例に準拠した適正な事務を遂行されたい。

【個人情報保護条例第5条第2項】

(3) 小・中学校

ア 契約事務において、複数者から見積書を徴収せず、契約書を作成することなく備品を購入しているものがあつた。事務の執行にあたっては、基本的な事務の取扱いを十分確認し、規則に準拠した事務を遂行されたい。【契約規則第24条の3、第26条】

イ 会計事務において、下記のとおり不備が見受けられた。事務の執行にあたっては、基本的な事務の取扱いを十分確認し、規則等に準拠した事務を遂行されたい。

(ア) 支出に係る調書を作成せず支払いをしているものがあつた。

【予算決算会計規則第47条、第50条】

(イ) 就学援助費の支給において、現金を受領したことを証する書類（領収書等）を徴していないものがあつた。【会計事務の手引き】

ウ 物品の管理について、寄付物品が備品台帳に登録されていないものがあつた。基本的な事務の取扱いを十分確認し、適正な事務を遂行されたい。【財産管理規則第33条】

エ 郵便切手の出納について、切手の実枚数と受払簿に記載された残数とが一致しないものがあつた。確実な管理体制により、適正な事務を遂行されたい。

【物品管理要綱第10条】

オ 消防設備保守点検で不良箇所を指摘されているにもかかわらず、対策が講じられていないものがあつた。早期の対応と処置を図られたい。【消防法第17条】

(4) ふれあいセンター

ア 中央ふれあいセンター
なし

イ 室場ふれあいセンター
なし

ウ 三和ふれあいセンター
なし